



宮 崎 県 公 報

平成29年 6 月15日 (木曜日) 第 2903 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁	公 告	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1		○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 6	
告 示		○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 7	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 2		公 告	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (") 3		○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (蛸・鱸・敷・課) 8	
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 (") 3		○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 8	
○道路の区域の決定…………… (道路保全課) 3		○公共測量の実施の通知 (3 件) …………… (管理課) 9	
○道路の区域の変更…………… (") 3		○公共測量終了の通知…………… (") 9	
○道路の供用の開始…………… (") 3		○落札者等の公告…………… 9	
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (") 4		企業局企業管理規程	
		○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業 管理規程…………… 9	
		公安委員会告示	
		○特別遊泳場の指定…………… 10	

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第34号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(徴収金の還付又は充当の通知)	(徴収金の還付又は充当の通知)
第16条 [略]	第16条 [略]
2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。	2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 法第 125条第 6 項及び第 126条第 1 項の規定によって自動車取得税に係る徴収金を還付する場合又は法第 125条第 7 項及び第 126条第 2 項の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合	(5) 法第 125条第 6 項及び第 126条第 1 項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合又は法第 125条第 7 項(法第 126条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合
(6) [略]	(6) [略]
3 [略]	3 [略]
(取扱手数料)	(取扱手数料)
第32条の10 [略]	第32条の10 [略]
2 収納計器取扱人は、取扱手数料の交付を受けようとするときは、取扱手数料交付請求書 (別記様式第72号の11) を宮崎県税・総務事務所に提出しなければならない。	2 収納計器取扱人は、取扱手数料の交付を受けようとするときは、 <u>収納計器取扱手数料交付請求書 (別記様式第72号の11) を宮崎県税・総務事務所に提出しなければならない。</u>
(最高価申込者決定等の取消しの通知)	(最高価申込者決定等の取消しの通知)
第40条 [略]	第40条 [略]
2 所長は、徴収法第 115条第 4 項又は第 117条の規定により売却決定を取り消した場合又は前条の規定による申出により売却決定を取り消した場合においては、売却決定取消通知書 (別記様式	2 所長は、徴収法第 115条第 4 項若しくは第 117条の規定により売却決定を取り消した場合又は前条の規定による申出により売却決定を取り消した場合においては、売却決定取消通知書 (別記様

81号) によって買受人、滞納者及び利害関係人に通知しなければならない。

(身体障害者等の範囲)

第67条 [略]

2 条例第55条第3号に規定する精神障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 別に定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)のうち、障害の程度が総合判定Aの者。ただし、療育手帳所持者が取得し、又は所有する自動車(療育手帳所持者で自ら運転しないものと生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。)を当該療育手帳所持者のために当該療育手帳所持者と生計を一にする者が運転する場合又は当該療育手帳所持者(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。)のために当該療育手帳所持者を常時介護する者が運転する場合で、特別支援学校(学校教育法第72条に規定する特別支援学校をいう。)への通学に利用する者については障害の程度が総合判定A、B1及びB2の者

(2) [略]

(自動車取得税の減免)

第68条 条例第55条第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第55条第3号の規定による自動車取得税の減免については、250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に要した額を加算した額に、法第119条又は法附則第12条の2の2から第12条の2の4までの規定を適用して算出した額を上限として減免する。

2～5 [略]

(自動車税の非課税の承認申請)

第81条の2 条例第60条第1項の規定によって、非課税の承認を受けようとする者は、自動車税非課税承認申請書(別記様式第193号)を所長に提出しなければならない。

2・3 [略]

(自動車税の減免)

第84条の3 [略]

2～5 [略]

6 前項の規定によって減免の承認の通知を受けた者は、当該承認を受けた自動車が条例第64条の2、第64条の3、第64条の4、第65条又は第66条の規定に該当しなくなったときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

(鉾区税の納税証明)

第86条 所長は、鉾区税の納税者が、鉾業法施行規則(昭和26年通商産業省令第2号)第4条の2第1項及び第20条第4項の規定に基づき、鉾区税を滞納していないこと又は鉾区税を滞納していることが災害その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書の交付を申請した場合には、その申請が事実と相違ないときは、鉾区税納税証明書(別記様式第198号)を交付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

式第81号) によって買受人、滞納者及び利害関係人に通知しなければならない。

(身体障害者等の範囲)

第67条 [略]

2 条例第55条第3号に規定する精神障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 別に定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)のうち、障がいの程度が総合判定Aのもの。ただし、療育手帳所持者が取得し、又は所有する自動車(療育手帳所持者で自ら運転しないものと生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。)を当該療育手帳所持者のために当該療育手帳所持者と生計を一にする者が運転する場合又は当該療育手帳所持者(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。)のために当該療育手帳所持者を常時介護する者が運転する場合で、特別支援学校(学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいう。)への通学に利用する者については障がいの程度が総合判定A、B1及びB2の者

(2) [略]

(自動車取得税の減免)

第68条 条例第55条第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第55条第3号の規定による自動車取得税の減免については、250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に要した額を加算した額に、法第119条又は法附則第12条の2の2及び第12条の2の4の規定を適用して算出した額を上限として減免する。

2～5 [略]

(自動車税の非課税の承認申請)

第81条の2 条例第60条第1項ただし書の規定により、非課税の承認を受けようとする者は、自動車税非課税承認申請書(別記様式第193号)を所長に提出しなければならない。

2・3 [略]

(自動車税の減免)

第84条の3 [略]

2～5 [略]

6 前項の規定により減免の承認の通知を受けた者は、当該承認を受けた自動車が条例第64条の2から第66条までの規定による自動車税の減免事由に該当しなくなったときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

(鉾区税の納税証明)

第86条 所長は、鉾区税の納税者が鉾業法施行規則(昭和26年通商産業省令第2号)第4条の2第1項(同令第20条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、鉾区税を滞納していないこと又は鉾区税を滞納していることが災害その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書の交付を申請した場合には、その申請が事実と相違ないときは、鉾区税納税証明書(別記様式第198号)を交付しなければならない。

宮崎県告示第364号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 29 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
ライフクリニック	都城市安久町 6337 番地 2	平成 29 年 6 月 1 日
ライフクリニック（歯科）	都城市安久町 6337 番地 2	平成 29 年 6 月 1 日
岡留薬局	日南市戸高 1 丁目 7 番地 5	平成 29 年 6 月 1 日
みしま内科クリニック	北諸県郡三股町大字榑山字中原 5036 番地 5	平成 29 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションゆたか	えびの市大字原田 1781 番地	平成 29 年 4 月 24 日

宮崎県告示第 365 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 29 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
豊栄クリニック	都城市下長飯 1609 番地	平成 29 年 5 月 31 日
豊栄クリニック（歯科）	都城市下長飯 1609 番地	平成 29 年 5 月 31 日
本城診療所	串間市大字本城 7578 番地 1	平成 29 年 5 月 31 日
岡留薬局	日南市戸高 1 丁目 7 番地 5	平成 29 年 5 月 31 日
みしま内科クリニック	北諸県郡三股町大字榑山字中原 5036 - 5	平成 29 年 4 月 30 日

宮崎県告示第 366 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成 29 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
武富皮膚科医院	日向市春原町 1 丁目 29 番地	平成 29 年 5 月 27 日

宮崎県告示第 367 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成 29 年 6 月 15 日から平成 29 年 6 月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡都農町大字川北字山末村下 17176 番 4 地先から同郡同町同大字字寺迫平下 17876 番 4 地先まで	10.7～50.2	1,819.2

宮崎県告示第 368 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成 29 年 6 月 15 日から平成 29 年 6 月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
359	県道	赤谷橋山線	宮崎市高岡町浦之名字山下 3913 番 2 地先から同市同町浦之名字狩野 3860 番 2 地先まで	旧	7.5～65.6	367.0
				新	8.2～68.0	367.0

宮崎県告示第 369 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成 29 年 6 月 15 日から平成 29 年 6 月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町浦之名字 山下3913番 2地先から 同市同町浦 之名字狩野 3860番2地 先まで	平成29年6月15日

宮崎県告示第 370号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成29年6月15日から平成29年6月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字境ノ園85番2地先から延岡市昭和町1丁目10番8地先まで
国道	219号	児湯郡西米良村大字板谷字横谷 465番地先から宮崎市大字新名爪字宮田 141番1地先まで
国道	221号	えびの市大字東川北字黒原国有林3015林班から都城市都北町5948番1地先まで
国道	222号	日南市春日町1番4地先から都城市安久町3659番42地先まで
国道	222号	都城市安久町3680番1地先から同市上町2363番地先まで
国道	223号	西諸県郡高原町大字西麓字二本松1361番1地先から都城市吉之元町5263番2地先まで
国道	265号	小林市細野字五日町1908番6地先から西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字原尾野7264番1地先まで
国道	268号	えびの市大字亀沢字境田 485番1地先

		から宮崎市高岡町浦之名字柿木田2870番1地先まで
国道	269号	都城市今町7855番5地先から宮崎市大工1丁目106番1地先まで
国道	325号	西臼杵郡高千穂町大字河内字大境2103番1地先から同郡同町大字三田井字城ノ平1350番7地先まで
国道	326号	延岡市北川町川内名字曾立山6954番6地先から同市同町川内名字木戸屋 10326番2地先まで
国道	327号	日向市高砂町 225番2地先から東臼杵郡椎葉村大字下福良字下椎葉 511番7地先まで
国道	327号	日向市大字財光寺字尻無川1796番5地先から同市大字平岩字山ヶ田7122番2地先まで
国道	388号	延岡市北浦町三川内字樋掛1980番40地先から東臼杵郡椎葉村大字大河内字矢立1251番 268地先まで
国道	446号	日向市東郷町山陰字中水流辛 296番1地先から東臼杵郡美郷町南郷神門字石越4349番9まで
国道	447号	えびの市大字内堅字西ノ野2626番地先から同市大字向江字昭和通 964番2地先まで
国道	448号	串間市大字西方字栗下5724番11地先から日南市南郷町東町11番15地先まで
国道	503号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾崎9624番1地先から東臼杵郡諸塚村大字家代字榎木谷2470番1地先まで
県道	小林えびの高原牧園線	小林市細野字北八反 423番1地先から同市南西方字平川1172番9地先まで
県道	都城隼人線	都城市南鷹尾町1922番1地先から同市平塚町3120番11地先まで
県道	日南志布志線	日南市上平野町2丁目3番2地先から同市西弁分2丁目2番6地先まで
県道	日南志布志線	日南市大字大窪字永迫1700番1地先から串間市大字大平字松山原5819番20地先まで

宮 崎 県 公 報

平成 29 年 6 月 15 日 (木曜日) 第 2903 号

県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字河内字河下2273番1地先から同郡五ヶ瀬町大字桑野内字西7243番2地先まで			田1013番1地先まで
県道	宮崎西環状線	宮崎市大字芳土字中原 611番1地先から同市中村西2丁目 417番1地先まで	県道	宮崎北郷線	宮崎市源藤町葉山 242番地先から同市清武町加納 4 丁目40番 3 地先まで
県道	宮崎インター佐土原線	宮崎市田代町77番1地先から同市新別府町前浜1401番 274地先まで	県道	日南高岡線	日南市吾田東 4 丁目1456番1地先から宮崎市高岡町五町字大丸 198番1地先まで
県道	宮崎島之内線	宮崎市橋通東 2 丁目 1 番地先から同市吉村町下別府乙34番11地先まで	県道	都城霧島公園線	都城市上町33番地先から同市庄内町 1 2656番1地先まで
県道	都城東環状線	都城市五十町4652番1地先から同市梅北町1015番1地先まで	県道	都城北郷線	都城市上東町 4 号 3 番地先から北諸県郡三股町大字長田字水戸口 944番1地先まで
県道	日知屋財光寺線	日向市大字日知屋字椎木ケ花 14822番 4 地先から同市大字財光寺字尻無川 1817番1地先まで	県道	都城串間線	串間市大字大平字松山原5803番1地先から同市大字奈留字蔵満5187番1地先まで
県道	稲葉崎平原線	延岡市古川町 610番 4 地先から同市平原町 5 丁目1505番 5 地先まで	県道	都農綾線	児湯郡都農町大字川北字上助代5521番 2 地先から同郡同町同大字字下原5670番1地先まで
県道	南俣宮崎線	東諸県郡綾町大字南俣字宮下 515番 1 地先から同郡同町大字入野字向新開3493番1地先まで	県道	都農綾線	児湯郡川南町大字川南字古場山6927番 1 地先から同郡木城町大字高城字町1227番 7 地先まで
県道	荒武新富線	西都市大字岡富字土ノ口 830番 1 地先から児湯郡新富町富田西 1 丁目 8 番 2 地先まで	県道	都城野尻線	都城市庄内町 12659番 4 地先から同市山田町山田字中牟田4297番 7 地先まで
県道	石河内高城高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字竹嶋4461番 1 地先から同郡同町大字持田字柳丸 414番 1 地先まで	県道	北川北浦線	延岡市北川町川内名字井掛山2312番 3 地先から同市北浦町三川内字日知屋ケ内4847番地先まで
県道	北方北郷線	延岡市北方町川水流字舟戸ノ上卯1465番 1 地先から東臼杵郡美郷町北郷黒木字沖ノ園 451番 2 地先まで	県道	宮崎高鍋線	児湯郡新富町大字新田字坂ノ下4798番地先から同郡同町同大字字溜水1148番 16地先まで
県道	東郷西都線	日向市東郷町下三ヶ字児洗1779番 9 から西都市大字南方字堂ノ前2676番 2 地先まで	県道	高城山田線	都城市高城町穂満坊字花立 847番 1 地先から同市山田町山田字中牟田4301番 1 地先まで
県道	高鍋高岡線	児湯郡新富町大字新田字祇園原 15113番 1 地先から宮崎市高岡町飯田字井ノ上 398番 7 地先まで	県道	三股高城線	北諸県郡三股町大字長田字水戸口 977番地先から都城市高城町穂満坊字花立 846番 2 地先まで
県道	宮崎停車場線	宮崎市橋通東 4 丁目 125番地先から同市錦町 156番 3 地先まで	県道	市木串間線	串間市大字市木字畑田1097番 1 地先から同市大字串間字桜馬場1466番 2 地先まで
県道	宮崎須木線	東諸県郡国富町大字本庄字北神ノ原4832番26地先から同郡綾町大字南俣字畑	県道	中野原美々津線	日向市東郷町山陰字中ノ原乙 961番 4 地先から同市大字幸脇字松ヶ谷2029番 1 地先まで

県道	宮崎空港線	宮崎市大字赤江字飛江田 233番 1 地先から同市大字本郷南方字田元 223番 5 地先まで
県道	古江丸市尾線	延岡市北浦町古江字中港2428番 1 地先から同市同町市振字本村 541番 3 地先まで
県道	延岡インター線	延岡市野地町 5 丁目2673番 1 地先から同市天下町 190番 2 地先まで
県道	北方インター線	延岡市北方町南久保山字滝ノ下子4695番 1 地先から同市同町曾木字壺丁鐘子2249番 5 地先まで
県道	須美江インター線	延岡市須美江町 280番 5 地先から同市同町1090番13地先まで
県道	高鍋美々津線	児湯郡高鍋町大字持田字柳丸 410番 1 地先から同郡川南町大字川南字西原 2 4123番地先まで
県道	高鍋美々津線	児湯郡川南町大字平田字鶴ヶ牟田3133番 6 地先から同郡同町同大字字通山村5561番 1 地先まで
県道	都農インター線	児湯郡都農町大字川北字朝草原5965番 2 地先から同郡同町同大字字覆土手5757番13地先まで
県道	木城高鍋線	児湯郡木城町大字高城字町1227番 7 地先から同郡同町同大字椎木字石原新田4064番 3 地先まで
県道	高鍋インター線	児湯郡高鍋町大字上江字竹鳩4459番 1 地先から同郡同町同大字字五郎丸河原4764番 2 地先まで
県道	木城西都線	児湯郡木城町大字椎木字石原新田4064番 3 地先から同郡新富町大字新田字祇園原 15115番 5 地先まで
県道	西都インター線	西都市大字黒生野字水洗1798番地先から同市同大字字蔵向 148番 1 地先まで
県道	大久保木崎線	宮崎市清武町今泉字町ヶ原甲2634番 5 地先から同市大字熊野字木崎 10332番 1 地先まで
県道	田の平綾線	東諸県郡綾町大字入野字五ヶ所 896番 4 地先から同郡同町大字南俣字畑田1013番 1 地先まで

県道	高岡綾線	宮崎市高岡町浦之名字大坪3279番 2 地先から東諸県郡綾町大字入野字五ヶ所896番 4 地先まで
県道	川南港線	児湯郡川南町大字平田字鶴ヶ牟田3133番 8 地先から同郡同町大字川南字豊里22960番 3 地先まで
県道	清武インター線	宮崎市清武町今泉字町ヶ原甲2643番 1 地先から同市同町船引字猪ノ谷口1746番 2 地先まで
県道	学園木花台本郷北方線	宮崎市大字郡司分字鶴田乙 349番 1 地先から同市大字本郷北方字山崎3584番 1 地先まで
県道	清武南インター線	宮崎市清武町今泉字杏掛上甲3707番 1 地先から同市同町今泉字柳ヶ谷乙1866番 2 地先まで
県道	風田星倉線	日南市大字東弁分字畑中乙 665番 1 地先から同市吾田東 9 丁目3318番 1 地先まで
県道	益安平山線	日南市大字益安字鋒免 715番 1 地先から同市大字平山字丸山外2322番20まで
県道	日南南郷線	日南市西弁分 4 丁目1007番地先から同市南郷町中村字高免甲1461番 2 地先まで
県道	都井西方線	串間市大字都井西字西谷1423番 4 から同市同大字字宮ノ前2098番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成29年 7 月 1 日

宮崎県告示第 371号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 6 月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日南市	尾ヶ野沢	02-204-1-036	土石流
	今町谷川	02-204-1-046	土石流
	金山谷川	02-204-1-047	土石流
	下槌落谷川	02-204-1-050	土石流
	大川田川1	02-204-1-051	土石流
	下弁分沢	02-204-1-053	土石流
	下益安谷川	02-204-1-055	土石流
	中益安谷川	02-204-1-056	土石流
	上益安川	02-204-1-057	土石流
	大川田川2	02-204-1-901	土石流
	西乙東沢	02-204-2-093	土石流
	神田一谷川	02-204-2-094	土石流
	神田二谷川	02-204-2-095	土石流
	神田2	I-1-0192	急傾斜地の崩壊
	神田1	I-1-0193	急傾斜地の崩壊
	江良	I-1-0196	急傾斜地の崩壊
	前田	I-1-0197	急傾斜地の崩壊
	甲東	I-1-0198	急傾斜地の崩壊
	大平	I-1-0200	急傾斜地の崩壊
	内山	I-1-0201	急傾斜地の崩壊
崩平	I-1-0202	急傾斜地の崩壊	
東ヶ迫東	I-1-0211	急傾斜地の崩壊	
上大節	I-1-0225	急傾斜地の崩壊	
太田川	I-1-0297	急傾斜地の崩壊	
釈迦尾ヶ野 3	I-1-3104	急傾斜地の崩壊	
	釈迦尾ヶ野	I-2-0025	急傾斜地の崩壊
	上松永	II-1-0207	急傾斜地の崩壊
	上松永-1	II-1-4349	急傾斜地の崩壊
	中ノ講-1	II-1-4371	急傾斜地の崩壊
	中ノ講-2	II-1-4372	急傾斜地の崩壊
	中ノ講-3	II-1-4373	急傾斜地の崩壊
	中ノ講-4	II-1-4374	急傾斜地の崩壊
	柏田-1	II-1-4387	急傾斜地の崩壊
	神田3	II-1-4388	急傾斜地の崩壊
	神田4	II-1-4389	急傾斜地の崩壊
	神田5	II-1-4390	急傾斜地の崩壊
	東弁分	II-1-4391	急傾斜地の崩壊
	柏田-2	II-1-4534	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第372号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日南市	尾ヶ野沢	02-204-1-036	土石流
	今町谷川	02-204-1-046	土石流
	金山谷川	02-204-1-047	土石流
	大川田川1	02-204-1-051	土石流
	下弁分沢	02-204-1-053	土石流
	下益安谷川	02-204-1-055	土石流

中益安谷川	02-204-1-056	土 石 流
上 益 安 川	02-204-1-057	土 石 流
大川田川2	02-204-1-901	土 石 流
西乙東沢	02-204-2-093	土 石 流
神田一谷川	02-204-2-094	土 石 流
神田二谷川	02-204-2-095	土 石 流
神 田 2	I-1-0192	急傾斜地の崩壊
神 田 1	I-1-0193	急傾斜地の崩壊
江 良	I-1-0196	急傾斜地の崩壊
前 田	I-1-0197	急傾斜地の崩壊
甲 東	I-1-0198	急傾斜地の崩壊
大 平	I-1-0200	急傾斜地の崩壊
内 山	I-1-0201	急傾斜地の崩壊
崩 平	I-1-0202	急傾斜地の崩壊
東ヶ迫東	I-1-0211	急傾斜地の崩壊
上 大 節	I-1-0225	急傾斜地の崩壊
太 田 川	I-1-0297	急傾斜地の崩壊
釈迦尾ヶ野 3	I-1-3104	急傾斜地の崩壊
釈迦尾ヶ野	I-2-0025	急傾斜地の崩壊
上 松 永	II-1-0207	急傾斜地の崩壊
上松永-1	II-1-4349	急傾斜地の崩壊
中ノ講-1	II-1-4371	急傾斜地の崩壊
中ノ講-2	II-1-4372	急傾斜地の崩壊
中ノ講-3	II-1-4373	急傾斜地の崩壊
中ノ講-4	II-1-4374	急傾斜地の崩壊
柏 田 - 1	II-1-4387	急傾斜地の崩壊
神 田 3	II-1-4388	急傾斜地の崩壊

神 田 4	II-1-4389	急傾斜地の崩壊
神 田 5	II-1-4390	急傾斜地の崩壊
東 弁 分	II-1-4391	急傾斜地の崩壊
柏 田 - 2	II-1-4534	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成29年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年6月6日	特定非営利活動法人アールク	浜川 玄康	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折2123番地1	この法人は、広く一般市民、企業、自治体等に対して、地域経済活性化、地域雇用拡充のための調査、研究及び支援に関する事業等を行い、地域経済の振興と地域雇用の拡充を図り、もって魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、入佐第一地区県営土地改良事業(小林市、畑地帯総合整備事業(担い手支援型))に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年6月15日から平成29年7月13日まで
- 3 縦覧場所
小林市役所 農業振興課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

平成29年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
- 2 作業地域
都城市全域（三股町と合同撮影）
- 3 作業期間
平成29年6月2日から平成29年12月22日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、三股町長から次のとおり通知があった。

平成29年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
- 2 作業地域
三股町全域（都城市と合同撮影）
- 3 作業期間
平成29年5月22日から平成30年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州防衛局長から次のとおり通知があった。

平成29年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 2 作業地域
児湯郡新富町
- 3 作業期間
平成29年6月1日から平成29年8月31日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2817号により公告した公共測量（空中写真撮影）が平成29年3月17日終了した旨、宮崎市長から通知があった。

平成29年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成29年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名
トナーカートリッジ等の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成29年6月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社システム開発 代表取締役 原野 茂盛
宮崎市大橋3丁目101番地1号
- 5 落札金額
37,352,502円（消費税込み）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年4月20日

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成29年6月15日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第7号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（介護休暇）</p> <p>第12条の2 管理者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） 、父母、子、配偶者の父母又は職員と同居している次の各号に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。） ）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる</p>	<p>（介護休暇）</p> <p>第12条の2 管理者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） 、父母、子、<u>祖父母、孫、兄弟姉妹、配偶者の父母</u>又は職員と同居している次の各号に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが</p>

場合においては、休暇を与えることができる。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2)～(5) [略]

2～4 [略]

相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。

(1)～(4) [略]

2～4 [略]

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第87号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例
(平成4年宮崎県条例第37号) 第8条第2項の規定により、次のと
おり特別遊泳場を指定する。

平成29年6月15日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

海水浴場等の 名 称	所 在 地	指 定 期 間
青島海水浴場	宮崎市青島二丁目 669 番地の1の先	平成29年7月8日から 同 年9月3日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707 番地の先	平成29年7月8日から 同 年9月3日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ 脇	平成29年7月2日から 同 年8月31日まで
大堂津海水浴 場	日南市大堂津 大堂津 海浜	平成29年7月1日から 同 年8月31日まで
日南市 栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙41 78番地1	平成29年7月9日から 同 年8月31日まで
高鍋海水浴場	高鍋町蚊口浜海岸	平成29年7月14日から 同 年8月28日まで